

登録に係る手続き等の改善点について

■ 登録に係る手続き等の改善点

凡例

省令改正及びそれに伴うシステム改修

システム改修

○ データ入力

必須項目を極力削減し、以下の項目とする。
 (25㎡以上の一般住宅で法人が申請者の場合)
 ○住宅の名称・所在地 ○構造 ○着工日又は竣工日
 ○住宅確保要配慮者の範囲 ○専用住宅か否か ○家賃・共益費・敷金
 ○床面積 ○便所・浴室・台所・収納の有無
 ○入居問合せ先の名称・連絡先 等

※なお、申請者が初めて登録する際には、以下の項目の入力が必要
 ○法人の名称・所在地 ○法人の役員の氏名等

○ 申請書の印刷

印刷を不要とする。

○ 添付図書の用意

添付図書を極力削減し、以下を基本的な添付図書とする。
 (25㎡の一般住宅で新耐震基準を満たす場合)
 ○面積と設備の概要が記載された間取図 ○暴力団員でないこと等の誓約書

○ 申請書等の提出

申請書及び添付図書について、紙での提出は原則不要とし、電子データによりシステム上で地方公共団体に提出できることとする。

○ 地方公共団体の審査

登 録

登録時と同様に、変更申請書を紙で提出することは原則不要とする。また、地方公共団体が承認しなくても、システム上は変更内容がすぐに反映されるようにする。(地方公共団体の事後承認とする。)

○ 登録内容の変更